

令和7年那審第16号

裁 決
旅客船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官浅野活人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和7年1月27日09時24分半少し過ぎ
沖縄県仲間港

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A
総 ト ン 数 97トン
全 長 31.95メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出 力 2,670キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、沖縄県石垣港と同港周辺の離島間を結ぶ定期航路に就航する、3機3軸2舵を装備した最大搭載人員が旅客181人及び船員5人のアルミニウム合金製旅客船で、船首部の2層構造からなる上層に操舵室を、その下層後方から船尾部にかけて客室を設け、操舵室前部中央に舵輪、その前方にGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置及びレーダーをそれぞれ備えていた。

(2) 仲間港

仲間港は、沖縄県西表島の南東部に位置し、陸岸から東方に延びる南防波堤とその北東方沖合に南北に延びる東防波堤とで同港の港口をなし、両防波堤、南防波堤北側の岸壁及び同岸壁から北東方に延びる防波堤とで船だまりを形成し、同防波堤北側に、Aを係留する浮桟橋が設置され、仲間港沖合は底質が砂、泥及びさんごなどの浅水域で、港口から南東方沖合には可航幅約70メートルの水路が掘削されていた。

(3) a 受審人の着桟操船等

a 受審人は、令和3年からAの船長として乗船しており、平素、中央機を中立運転の状態で、右舷機と左舷機を使用して着桟操船を行っていた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか2人が乗り組み、旅客132人を乗せ、船首0.7メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和7年1月27日08時30分石垣港を発し、仲間港に向かった。

a 受審人は、舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で、機関を全速力前進にかけて操船に当たり、09時12分仲間港に入域した後、

乗組員 2 人を船首配置に就け、減速しながら水路を北上した。

a 受審人は、09 時 14 分少し過ぎ東防波堤南端付近の、仲間港南防波堤灯台（以下「仲間灯台」という。）から 037 度（真方位、以下同じ。）90 メートルの地点で、船首が 000 度を向き、7.0 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）となったとき、着棧に備えて機関の作動確認のため、機関を一旦中立運転として前進にかけたところ、左舷機が停止した。

a 受審人は、北風が吹く状況下、中央機及び右舷機を微速力前進にかけ、左舷機の起動スイッチの操作やクラッチの嵌脱を繰り返しながら北上を続け、09 時 15 分僅か前仲間灯台から 024 度 170 メートルの地点に差し掛かり、船首が 005 度を向き、2.2 ノットの速力となったとき、左舷機が停止状態なので、平素と同じ着棧操船ができないと考え、港外に退避することとし、左舵一杯をとり、右舷機だけを微速力前進にかけて左旋回を開始した。

09 時 16 分少し過ぎ a 受審人は、仲間灯台から 001 度 150 メートルの地点に達し、折からの北風により、船首が西南西方を向いたまま旋回できない状況を認め、浮棧橋に係留中の僚船に救援を依頼し、同船を横抱きして船体姿勢を立て直そうと考え、機関を中立運転として漂泊を開始したとき、このまま漂泊を続けると、圧流されて南方の浅所に乗り揚げのおそれがあったが、左舷機を復旧させることに気をとられ、投錨するなど、圧流防止措置を十分にとらなかった。

a 受審人は、南方の浅所に向かって 1.1 ノットの速力で圧流され、09 時 23 分半少し過ぎ来援した僚船が自船を左舷側に横抱きして右旋回を試みたものの、及ばず、09 時 24 分半少し過ぎ仲間

灯台から１５６度２２０メートルの地点において、Ａは、船首が
０００度を向き、１．１ノットの速力となったとき、水路西側の浅
所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力５の北風が吹き、潮候は下げ潮の中央期
に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、左舷船底外板に擦過傷を生じ、旅客は僚船に全員移
乗し、Ａは来援した作業船によって仲間港に引き付けられた。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、仲間港において、北風が吹く状況下、漂泊する際、圧流
防止措置が不十分で、南方の浅所に向かって圧流されたことによって発
生したものである。

ａ受審人は、仲間港において、北風が吹く状況下、漂泊する場合、圧
流されて南方の浅所に乗り揚げることのないよう、投錨するなど、圧流
防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舷
機を復旧させることに気をとられ、圧流防止措置を十分にとらなかった
職務上の過失により、南方の浅所に向かって圧流され、水路西側の浅所
に乗り揚げた事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のａ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、
同法第４条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年６月２５日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 管 啓 二